

内部統制の整備に関する基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の通り、当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制を整備する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社グループ（当社及び当社の子会社）が企業活動を行うにあたっては、その基本ポリシーであるダイハツグループ理念やダイハツグループ行動指針等に基づき、法令及び社会倫理に則った行動の徹底を図る。
- ②取締役に必要な法知識をまとめた解説書等を用い、新任役員研修等の場において、各取締役が、法令及び定款に則って行動するよう徹底する。
- ③業務執行にあたっては、取締役会及び組織横断的な各種会議体で、総合的に検討したうえで意思決定を行う。また、これらの会議体への付議事項を定めた規程に基づき、適切に付議する。
- ④法令等の遵守等を目的として、社長が指名する取締役を委員長とし、本部長等を委員とする「内部統制委員会」を設置し、当社グループの内部統制体制の拡充に取り組む。
- ⑤各組織の業務分掌を明確化するとともに、継続的な改善を図る土壌を維持する。
- ⑥使用人のコンプライアンス意識向上のため、階層別教育等のコンプライアンス教育を実施する。
- ⑦コンプライアンスに関わる問題及び疑問点に関しては、監査部を連絡先とする相談窓口（「社員の声」）を通じて、情報の早期把握及び解決を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、関係する社内規程並びに法令に基づき、各担当部署に適切に保存、管理させる。各取締役及び監査役は、常時、これらの情報を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全、品質、環境等のリスク並びにコンプライアンスについて、それぞれの担当部署、または全社横断的な各種委員会が、それぞれの機能におけるリスクを把握し、必要に応じ規則やガイドラインを制定、及びマニュアルを作成し配付すること等により管理する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中長期の経営計画及び年度方針を基に、組織の各段階で方針を具体化し、一貫した方針管理を行う。各取締役は、年度方針達成のために各部門の部門方針、及び、効率的な人的資源の分配、権限の分配を含むその達成の方法を定める。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

各取締役等は、親会社及び子会社との間で、定期及び随時の情報交換を行い、グループ全体の内部統制環境の醸成を図る。

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、子会社に対し、関係会社管理制度を通じて、決算情報その他経営上重要な事項について、当社へ報告する体制を整備する。
- ②当社の子会社各社の窓口担当部署及びリスク分野ごとの担当部署が連携し、子会社に対し、当該リスクに応じた指導・支援を行い、当社グループ全体のリスクを統括的に管理する。

(2) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、子会社各社の窓口担当部署などを通じて、年度経営計画を中心とした情報交換及び課題の

共有を図り、当社グループ全体の方針管理を行う。

②当社は、当社グループ間での役員及び従業員の人事交流を積極的に行うことにより、当社グループ全体での人材配置の適正化を行う。

(3) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社は、ダイハツグループ理念やダイハツグループ行動指針等を、当社グループの全社員に周知徹底する。

②当社は、子会社へのコンプライアンス研修の提供等を通じて、当社グループ全体でのコンプライアンス意識の向上を図る。

③当社は、子会社各社の窓口担当部署などにより子会社でのコンプライアンス活動の状況を定期的にヒアリングし、必要に応じて当社の監査部等による監査も実施する。

④当社は、コンプライアンスに関わる問題及び疑問点に関しては、子会社の使用人が直接通報することができる相談窓口（「ダイハツグループヘルプライン」）を整備する。その連絡先は当社の監査部とする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、監査部所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができる。監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。

7. 監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①当社の各取締役は、主な業務執行について担当部署を通じて適宜適切に当社の監査役に報告するほか、会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに当社の監査役に報告する。

当社は、当社の子会社の各取締役が、主な業務執行について適宜適切に、子会社各社の監査役や当社における子会社各社の窓口担当部署などを通じて、当社の監査役に報告するほか、当社グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに、直接間接を問わず当社の監査役に報告する体制を整備する。

②当社および当社の子会社の各取締役及び使用人は、当社の監査役の求めに応じ、定期的に、また随時、当社の監査役に事業の報告を行う。

③「社員の声」及び「ダイハツグループヘルプライン」の担当部署である当社の監査部は、提言内容等について、定期的に当社の監査役に対して報告する。

④当社は、当社及び当社の子会社の監査役へ報告を行った、当社及び当社の子会社の役員及び使用人に対し、関係する社内規程等で、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役職務の執行に必要な費用に関して、毎年、監査役からの申請内容に基づき予算を設ける。期中に特段の事由が生じた場合、予算の追加を行う。

9. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

主要な役員会議体には監査役の出席を得るとともに、監査役による重要書類の閲覧、会計監査人との定期的及び随時の情報交換の機会、必要に応じた外部人材の直接任用等を確保する。

以上